

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を 改正する政令案についてのパブリックコメント

2018年3月19日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課あて提出

修学資金等の対象を大学院に進学する場合まで拡大すること自体は、選択の幅が広がるという意味で評価できます。

しかし、近年の報道によると、奨学金の返済に追われて生活に困窮する事例や、連帯保証人である親まで含め自己破産にまで至る事例が発生しています。

貸付を拡大するだけでなく、貸付に関連する人的保証問題や債務整理の相談の充実、返済猶予等の支援施策の充実、給付への転換などを検討してください。また、貸付時の返済計画の相談や、学生への生活支援の充実が必要に思います。